



エポスカード 海外旅行傷害保険

エポスカード・エポスゴールドカード
ご利用のしおり



MS&AD 三井住友海上

エポスカード海外旅行傷害保険補償内容

(1) 保険の対象者について

Visa付のエポスカードご本人さまのみが対象です。

※エポスカード(Visa付)・エポスゴールドカード会員同士であれば、代表者が旅行代金をまとめてお支払いいただくことで、同伴者も保険適用になります。

(2) 保険適用条件について

エポスカード・エポスゴールドカードは「旅行代金」*をエポスカードでお支払いいただくことで保険適用条件を充足します。

※旅行代金とは、宿泊を伴う募集型企画旅行の代金又は公共交通乗用具の料金です。

○旅行代金の代表的な例

| 支払い | 具体例 | 保険適用対象 |
|-----------|--|--------|
| パッケージツアーア | ・旅行会社で予約した海外旅行ツアーレンジ(募集型企画旅行) | ※ |
| 航空券 | ・渡航先への航空券 ・海外旅行先までの乗継便航空券 | |
| 電車 | ・空港に向かう鉄道代金(定期券利用も含む)や有料特急列車料金(例:新幹線、成田エクスプレス等) ・海外で乗車した電車乗車料金 | |
| バス | ・空港に向かうリムジンバス・路線バスの乗車料金(定期券利用も含む) ・海外で乗車したバス乗車料金 | |
| タクシー | ・空港に向かうタクシー乗車料金 ・海外で乗車したタクシー乗車料金 | |
| 国内・海外宿泊代 | ・個人で手配した宿泊料金 | |
| 上記以外の交通費 | ・空港までのガソリン代金、高速道路料金 ・空港の駐車場代、空港使用料 ・国内、海外でのレンタカー使用料金 ・帰国後に乗車した公共交通機関の乗車料金 | ✗ |

※利用金額に限りはありません。

・旅行同行者がVisa付のエポスカード・エポスゴールドカード会員で、かつ同行者のVisa付のエポスカード・エポスゴールドカードで旅行代金をまとめてお支払いいただいた場合、カード会員本人も保険適用条件を充足したとして扱われます。

(3) 保険金額について

| 保険の種類 | 保険金額 | |
|--|--------------|------------|
| | Visa付のエポスカード | エポスゴールドカード |
| 傷害死亡・後遺障害 | 最高3,000万円 | 最高5,000万円 |
| 傷害治療費用 (1事故の限度額) | 200万円 | 300万円 |
| 疾病治療費用 (1事故の限度額) | 270万円 | 300万円 |
| 賠償責任 (免責なし・ 1事故の限度額) | 3,000万円 | 5,000万円 |
| 救援者費用 (保険期間中の限度額) | 100万円 | 100万円 |
| 携行品損害 (1事故につき免責 3000円・保険期間中 の限度額) | 20万円* | 50万円* |

保険期間とは毎年10月1日から翌年9月30日までの期間で、かつエポスカード会員である期間をいいます。

カード付帯保険サービスの内容は予告なく変更される場合がございますので、あらかじめご了承ください。

*携行品1つあたり10万円限度、乗車券等は合計5万円限度

(4) ご利用条件と保険責任期間

カード加入日(カード発行日)の翌日以降に日本を出発される旅行、かつ、クレジットカードご利用日からの旅行期間が対象となります。

| ご利用条件 | 保険責任期間 |
|--|---|
| ①日本出国以前に エポスカードで「旅行 料金」を支払った場合 | 旅行開始期間から90日間(かつ旅 行期間中)が補償対象期間と なります。 |
| ②日本出国後に エポスカードで「旅行 料金(公共交通乗用具 のみ対象)」をはじめて 支払った場合 | エポスカードで支払った時から90 日間(かつ旅行期間中)が補償対 象期間とります。 |

会員資格が有効な期間中に上記料金を支払った場合かつ、会員資格が有効な期間中に日本を出国した場合に限ります。

①②が重複した場合には①が優先して適用されます

(5) 他に同種の保険が付帯されているカードを保有されている場合の保険金のお支払いについて

①傷害死亡・後遺障害保険金

保険金額は合算されず、最高保険金額が限度となり、各カードに付帯する保険金額に応じて按分されます。ただし、法人力カードとそれ以外のカードの場合は、法人力カードとそれ以外のカード各々の最高保険金額の合計額が限度となります。

②それ以外の保険金

保険金額は合算され、各カードに付帯する保険金額に応じて按分されます。ただし、支払い保険金は損害額の上限となります。

目次

I. 海外旅行傷害保険アシスタンスサービス

1. エポスカード海外旅行保険事故受付センター P.5
2. 三井住友海上の緊急医療アシスタンスサービス P.8
3. キャッシュレス・メディカルサービス P.11
4. コレクトコール等の電話のかけ方 P.12

II. 海外旅行傷害保険の概要 P.14

III. 保険金ご請求の手続き

1. 保険金の請求方法 P.19
2. 外貨換算率について P.21
3. 保険金請求に必要な書類 P.22
4. 診断書の作成依頼方法 P.24

IV. 英文海外旅行傷害保険付保内容

1. Visa付のエポスカード P.25
2. エポスゴールドカード P.26

I. 海外旅行傷害保険アシスタンスサービス

1. エポスカード海外旅行保険事故受付センター

(年中無休・24時間・日本語受付)

保険内容のご照会、保険金請求のご相談などさまざまな事故相談・保険相談をお受けします。まずはエポスカード海外旅行保険事故受付センターの以下の各センターへお電話ください。(ご滞在地に応じ、以下の各センターでお受けいたします。)

<保険金請求・相談サービス>

事故の一報を入れたいとき

- ・ケガをしたり、病気になったとき
- ・身の回り品が盗難にあった、壊れてしまったとき
- ・パスポートを盗まれてしまったとき
- ・お買い物中、お店の商品を誤って壊してしまったとき

事故対応について相談したいとき

保険の補償内容を知りたいとき

保険金の請求方法を知りたいとき

最寄りの病院、日本語が通じる病院を知りたいとき

キャッシュレス(現金不要)可能な病院で治療を受けたいとき

◆エポスカード海外旅行保険事故受付センター

お手元に以下ご用意のうえ、お電話ください。

- ・エポスカード会員番号
- ・エポスカードのご利用明細(レシート・領収書)または、ご利用代金明細書・お支払い履歴照会ページ
- ・日本出国日が確認できる資料(航空券、パスポート等)

| 地域 | ご滞在地 | 電話番号 |
|-----------|--------------|-----------------|
| 北米 ハワイ | アメリカ(本土・ハワイ) | 1-833-950-0897 |
| | カナダ | 1-833-907-7770 |
| 中米 南米 | メキシコ | 01-800-123-3303 |
| | アルゼンチン | 0800-777-0122 |
| | コロンビア | 01-8009-812126 |
| | ブラジル | 0800-761-0221 |
| | ペルー | 0800-53-283 |
| アジア | 中国携帯/全土 | 4001-203742 |
| | 香港 | 800-90-0373 |
| | 台湾 | 00801-81-2779 |
| | 韓国 | 00798-81-1-0834 |

| 地域 | ご滞在地 | 電話番号 |
|---------------------------|-------------|------------------|
| アジア | シンガポール | 800-8110-834 |
| | インドネシア | 007803-81-1-0041 |
| | タイ | 1800-011-221 |
| | フィリピン | 1-800-1-8110329 |
| | ベトナム | 120-81-048 |
| オセアニア | オーストラリア | 1-800-718-262 |
| | ニュージーランド | 0800-64-0366 |
| ヨーロッパ アフリカ ロシア | イギリス | 0808-23-44040 |
| | イタリア | 800-7-88992 |
| | オーストリア | 0800-298840 |
| | ギリシャ | 00-800-8113-0140 |
| | スイス | 0800-89-6009 |
| | スウェーデン | 020-790-259 |
| | スペイン | 9009681-93 |
| | チェコ | 800-142-429 |
| | デンマーク | 8025-4545 |
| | ドイツ | 0800-1-80-2252 |
| | ハンガリー | 06-800-21615 |
| | フランス(モナコ含む) | 0800-90-8721 |
| | ベルギー | 0800-1-2562 |
| | ポーランド | 00-800-811-1222 |
| | ポルトガル | 800-8-81-056 |
| | ルクセンブルク | 8002-6041 |
| | ロシア | 8-800-301-8864 |
| | 南アフリカ | 0800-98-5114 |
| | アラブ首長国連邦 | 800-081-0-0147 |
| | イスラエル | 1-80-946-5204 |
| 全世界 (上記電話がご利用いただけない場合) | | 81-50-3820-3995 |

◆日本国内にいらっしゃる場合

・・・0120-11-0101^(*)

*一部のIP電話(固定電話共用型を除く)では無料ダイヤルをご利用いただけない場合があります。この場合は「(018)-803-0250」(有料)をご利用いただくことも可能です。

ご注意

各国の電話事情等により無料電話がつながりにくい場合には、恐れ入りますが「無料電話がご利用いただけない場合」の番号へコレクトコール^(*)でおかけください。

(※)コレクトコールのかけ方はP.12をご参照ください。

ご利用にあたっては、P.9~10に記載しております「ご利用上の注意点」をご参照ください。

滞在の国・地域によっては無料電話に対応していない公衆電話や、接続の際に国内通話料相当額が必要とされる場合があるほか、電話機種や回線事情によりご利用になれない場合や、ホテル等客室内の電話からおかけの際、サービス料や利用料がかかる場合もありますので、ご利用時には現地でご確認ください。

日本国内から海外ローミングやレンタル等した携帯電話から無料電話にご連絡された場合、滞在国内通話料相当額がかかりますのでご注意ください。この場合の通話料及びサービス料・利用料はお客様負担となりますのであらかじめご了承ください。

電話番号は最新のものを掲載しておりますが、事務所移転、現地電話番号体系の変更等やむを得ない事情により変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

2. 三井住友海上の緊急医療アシスタンスサービス

(年中無休・24時間・日本語受付・無料)

海外旅行中に不慮のケガや疾病に見舞われ、医療施設への緊急移送の必要がある場合など、緊急のアシスタンスサービスが必要な場合には、ご滞在地に応じ、P5~7の各センターへお電話ください。なお、サービス対象地域は日本国外です。

＜相談サービス＞

医療施設への緊急移送が必要なとき

日本への緊急移送が必要なとき

医師・看護師を派遣してほしいとき

緊急時に最寄りの病院、日本語が通じる病院を知りたいとき

ご連絡先

エポスカード海外旅行保険事故受付センターでお受けします。

三井住友海上の緊急医療アシスタンスサービスは、国際的なアシスタンス専門会社である「ヨーロッパアシスタンス社」等と提携して実施しております。

サービス内容

(1) ケガや病気の場合の緊急アシスタンス

- 医師・医療施設の紹介・案内
- 医療費キャッシュレスサービス
- 患者の医療施設への移送
- 現地での医師の緊急派遣
- 通訳の紹介・手配
- 患者の本国への移送
- 医薬品類の緊急手配

(2) ケガや病気により亡くなられた場合の緊急アシスタンス

- 現地でのご遺体の埋葬
- ご遺体の本国への移送

(3) その他のアシスタンス

- 救援者の渡航・宿泊手配
- 遭難された場合の捜索・救助

(4) 法律上のアシスタンス

- 弁護士の紹介・手配
- 賠償責任保険金の支払い

など

※原則として、(1)は傷害治療費用保険金、疾病治療費用保険金、治療・救援費用保険金、(2)・(3)は救援者費用等保険金、治療・救援費用保険金、(4)は賠償責任保険金の、それぞれのお支払いの対象となります。

エポスカード海外旅行保険事故受付センター 三井住友海上の緊急医療アシスタンスサービス

ご利用上の注意点

a. サービス開始までの所要時間について

- ・カード会員確認およびカードの利用の照会のため、サービス開始までには一定の時間がかかりますのであらかじめご了承ください。
- ・カード会員確認およびカードの利用の確認が得られない時は、サービス提供できない場合があります。
- ・受付時の現地時間、旅行地域の通信、交通機関の混雑状況によりサービスを開始するまでに一定の時間を要する場合があります。
- ・通訳・弁護士の紹介・手配は、現地の時間またはサービス提供地域によっては、直ちにサービスを提供できない場合があります。

b. サービスをお断りする場合

お客さまの海外旅行傷害保険のご契約内容(普通保険約款および特約条項)に基づき、お支払い対象とならないケガ、疾病、事故に該当する場合にはサービスの提供をお断りしております。お支払い対象とならない主な場合は以下のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約集をご参照ください。

- 自殺、闘争行為または犯罪行為によるケガ
 - 酒酔運転、無資格運転によるケガ
 - 「虫歯」「歯槽膿漏」等の歯科疾病
 - 妊娠、出産、早産、流産およびこれらに基づく病気
 - いわゆる「持病」「既往症」等ご旅行出発前に発生している病気
 - 自動車、バイク等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- など

※普通保険約款・特約集のお問合せ

エポスカード海外保険事故受付センター

0120-11-0101

c. お客さまの自己負担について

このサービスに伴って生じた治療費・移送費等の実費が、ご契約の保険金額または限度額を超過する場合には、その超過部分については、お客さまの自己負担となります(超過しない限り、お客さまの負担はありません)。

お客さまのご要望によりサービスのご利用をいただいた後に、ご契約の海外旅行傷害保険で保険金のお支払いができないことが判明した場合には、一切の費用はお客さまの自己負担となります。

d. 各センターの電話番号について

各センターには無料電話を設けておりますが、国によっては無料電話に対応していない公衆電話や、接続の際に国内通話料相当額が必要とされる場合があるほか、日本国内から携帯電話をレンタル等して渡航した場合においてその携帯電話から無料電話にご連絡されても通話料がかかります。

また、電話機の種類によりご利用になれない場合やホテルからおかけの際利用料がかかる場合もございますので、ご利用時には現地でお確かめください。

各電話番号は、常に最新のものになるよう努めておりますが、事務所の移転、当該国の電話番号体系の変更等のやむを得ない事情により変更となる場合がございます。

e. 日本語サービスについて

エポスカード海外旅行保険事故受付センターでは日本語で各種相談にお答えしておりますが、海外におきましては現地の各種業者を通じて緊急医療アシスタンスサービスの提供をおこなっておりますので、現地の係員、医師または看護婦等につきましては原則として日本語を話すことはできません。

緊急医療アシスタンスサービスで日本語サービスが必要な場合は、各センターのオペレーターによる通訳や通訳者の派遣が可能な地域では通訳者の手配をいたします。

f. サービス適用除外地域について

戦争等の理由により安全性が確保できない地域では、サービスの提供を行っておりません。

サービス適用地域であっても、山岳部、離島等、都市部から遠く離れた地域であるために通信、交通手段が確保されていない場合にはサービスの提供をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。

g. 医療機関、交通機関等の国による違いについて

海外においては文化、慣習または通信・交通の整備状況などの違いから、日本と比較すると医療機関や交通機関での待ち時間が長くならざるを得ない場合がございます。

h. 医療機関の医療過誤、交通機関の交通事故について

手配させていただいた医療機関自身の医療過誤や、手配させていただいた交通機関の交通事故等につきましては弊社は一切の責任を負いかねます。

3. キャッシュレス・メディカルサービス

<相談サービス>

キャッシュレス（現金不要）可能な病院で治療を受けたいとき

(1) キャッシュレス・メディカルサービスとは

キャッシュレス・メディカルサービスとは病院においてその場で治療費を自己負担することなく治療を受けられるサービスをいいます。

(2) キャッシュレス・メディカルサービスのご利用方法

エポスカード海外旅行保険事故受付センターでお受けしている三井住友海上緊急医療アシスタンスサービスでは、全世界約1,600の病院ネットワークを活用し、最寄りの適切な病院をご紹介いたします。P.5~7に掲載されている各センターにご連絡の上、各センターから、自己負担することなく治療を受けられる医師、医療施設の紹介を受けてください。ご連絡の際、以下の事項をお知らせください。

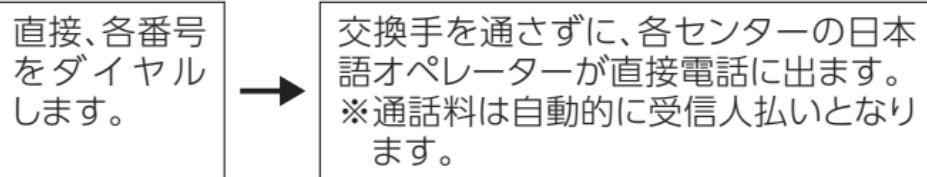
- 氏名
- 現在滞在中のホテルもしくは現地連絡先
- エポスカード会員番号
- エポスカードのご利用明細（レシート・領収書）または、ご利用代金明細書・お支払い履歴照会ページ
- 日本出国日が確認できる資料（航空券、パスポート等）
- 日本国内の連絡先住所、電話番号

※上記項目すべてを確認することでサービス提供となります。

確認が取れない場合はサービス提供をお断りすることがありますので、予めご了承ください。

4. コレクトコール等の電話のかけ方

(1) 無料電話のかけ方

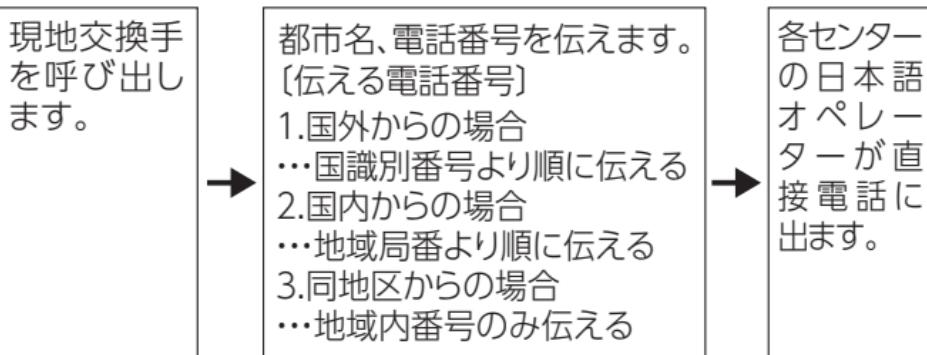


(注1) ホテル等から電話をかける場合には、ホテル等に備え付けの電話案内により外線に出られる方法を確認ください。外線番号(通常「7」または「9」)に続けて無料電話番号を順番に押してください。なお、その場合には、ホテル等のサービス料がかかることがあります、その費用はお客様にご負担いただきます。

(注2) 公衆電話等から電話をかける場合には、それぞれの電話機の注意書きをご確認の上、無料電話番号を順番に押してください。ただし、公衆電話の種類によってはご利用になれない場合があります。

(注3) 地域によっては、公衆電話を利用する場合、国内最低料金のコインが必要な場合があります。

(2) コレクトコールのかけ方



(注1) この場合日本語は通じませんので後述くコレクトコールのかけ方の一例>をご参照ください。

(注2) コレクトコールができない国があります。

(注3) ホテル等からコレクトコールをご利用の場合にはまずホテルのオペレーターにその国の国際電話局につないでもらう必要があります。また、コレクトコールを利用できないホテルもあります。

(注4) 公衆電話等から直接国際コレクトコールをかける場合は、電話機の説明書き等を確認し、国際電話局に電話をかける必要があります。国によっては公衆電話からのコレクトコールが利用できませんので、その場合には一般的の電話を利用して申し込む必要があります。

〈コレクトコールのかけ方の一例〉

電話交換手(Operator)を通してパリへコレクトコールをかける場合、次のように交換手に伝えます。

- ・国内へかける時…都市名、電話番号を伝えてください。
- ・国外へかける時…国名、都市名、電話番号を伝えてください。

オーヴァーシーズ コレクト コール トウ パリス プリーズ
"Overseas collect call to Paris, please."
(パリへコレクトコールをお願いします。)

ザ ナンバー イズ パリス ワン ファイブ ファイブ ナイントウ ワントウ ナイン ファイブ
"The number is Paris 1-55921295."
(番号はパリの1-55921295です。)

また、地域によっては、一度電話を切って待つ場合もあります。
この場合は必ずご自身の名前とおかげになっている電話番号
(ホテルからおかげの場合は部屋番号)を交換手に伝える必要があります
がありますのであらかじめご用意ください。

交換手から次のように聞かれたら

メイ アイ ハブ ユア ネイム アンド フォン ナンバー
"May I have your name and phone number?"
(あなたのお名前と電話番号をどうぞ。)

次のように交換手に伝えてください。

アイム コーリング フロム ザ ○○ホテル
"I'm calling from the ○○ Hotel."
(○○ホテルからかけています。)

ザ ナンバー イズ ○○○○ ルーム △△△
"The number is ○○○○. Room △△△."
(電話番号は○○○○で、部屋番号は△△△です。)

マイ ネイム イズ ○○○
"My name is ○○○."
(名前は○○○です。)

交換手が次のように言った場合

- ホールド オン プリーズ
"Hold on please." → そのまま切らすにお待ちください。
ホールド オン ザ ライン
"Hold on the line."
- オン ザ ライン
"On the line." → お話しください。
(相手が出ました)
- ハング アップ プリーズ
"Hang up please." → 一度切ってお待ちください。

(注1)最初の交換手から国際電話のオペレーターにつなぐ場合もありますので、その際には、同じ内容を繰り返してください。

(注2)交換手から指名通話の質問があった場合

フー ウッジュー ライク トウ トーク トウ
"Who would you like to talk to?"
(どなたとお話しになりますか?)と聞かれたら
エニワン イズ オウケイ
"Anyone is O.K."
(誰でもかまいません。)と伝えてください。

<各国の電話交換手呼び出し番号>

交換手の呼び出し番号は、現地にてご確認ください。

II. 海外旅行傷害保険の概要

被保険者：Visa付きのエポスカード・エポスゴールドカード
会員ご本人さま

※下記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否等
詳細につきましては、別途普通保険約款および特約条項に基づきます。エポスカード海外旅行事故受付センターまでご確認ください。

| | 死亡・後遺障害 | 傷害治療費用 |
|--------------|--|--|
| 保険金をお支払いする場合 | <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が海外旅行中に偶然な事故により身体にケガを負い、そのケガが直接の原因で、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、もしくは身体に後遺障害が生じた場合 | <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が海外旅行中の偶然な事故によるケガがもとで、医師の治療を受けられた場合。 |
| お支払いする保険金 | <p>①死亡された場合… 死亡・後遺障害保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いいたします。</p> <p>②後遺障害が生じた場合… 死亡・後遺障害保険金額に後遺障害の等級に応じた支払割合を乗じた金額をお支払いします。</p> <p>[注]死亡保険金と後遺障害保険金は重ねてお支払いしますが、お支払いする保険金の総額は、死亡・後遺障害保険金額を保険期間（保険のご契約期間。以下同様とします。）中の限度とします。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●事故の日から180日以内に要した次の費用のうち、三井住友海上が妥当と認めた金額を1回のケガにつき傷害治療費用保険金額の範囲内でお支払いします。 ●医師または病院に支払った診療関係の費用・入院費。 ●治療のために必要となった通訳雇入費用、交通費。 ●入院のために必要となった次の費用（20万円限度） <ul style="list-style-type: none"> ・国際電話料等の通信費。 ・院に必要な身の回り品購入費（5万円限度） ●治療のため通院し、その結果、当初の旅行行程を離脱された場合の旅行行程に復帰または直接帰国するため、現実に支出した交通費・宿泊費。（ただし、払い戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引くものとします。） ●保険金請求のために必要な医師の診断書費用。 <p>など</p> |

| | 死亡・後遺障害 | 傷害治療費用 |
|------------------|---|--------|
| 保険金をお支払いできない主な場合 | <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意 ●ケンカ・自殺・犯罪行為によるケガ・病気 ●戦争その他の変乱、放射線照射・放射能汚染によるケガ・病気 ●無資格・酒酔・麻薬等使用中の運転によるケガ。 ●他覚症状のないムチウチ症・腰痛。 ●山岳登はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗等の危険な運動を行う場合。 ●被保険者による自動車、原動機付自転車、モーター・ボート等の競技・練習・試運転中の事故。 ●事業路線以外の航空機(グライダー・飛行船を除く)を被保険者が操縦している間の事故。 ●被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術その他の医療処置。 ●被保険者に対する刑の執行。 ●被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失。 | など |

| | 疾病治療費用 |
|------------------|---|
| 保険金をお支払いする場合 | <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が海外旅行開始から海外旅行終了後72時間以内に発病した疾病が直接の原因で、旅行期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合 旅行期間終了後に発病した疾病については、その原因が旅行期間中に発生したものに限ります。 ●旅行期間中に感染した特定の伝染病^(注)で旅行期間終了後30日を経過するまでに医師の治療を開始した場合を含みます。 |
| お支払いする保険金 | <ul style="list-style-type: none"> ●治療開始日から180日以内に要した次の費用のうち、現実に支出した金額で社会通念上妥当と認められる金額を1回の病気につき疾病治療費用保険金額の範囲内でお支払いします。 ●医師または病院に支払った診療関係の費用・入院費。 ●治療のために必要となった通訳雇入費用、交通費。 ●入院のために必要となった次の費用(20万円限度) <ul style="list-style-type: none"> ・国際電話料等の通信費。 ・入院に必要な身の回り品購入費(5万円限度) ●治療のため通院し、その結果、当初の旅行行程を離脱された場合の旅行行程に復帰または直接帰国するために、現実に支出した交通費・宿泊費。(ただし、払い戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引くものとします。) ●保険金請求のために必要な医師の診断書費用。 |
| 保険金をお支払いできない主な場合 | <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意。 ●ケンカ・自殺・犯罪行為による病気。 ●戦争その他の変乱、放射線照射・放射能汚染による病気。 ●他覚症状のないムチウチ症・腰痛。 ●妊娠、出産、早産、流産およびこれらに起因する病気。 ●歯科疾病。 ●旅行開始前または旅行終了後72時間を経過した後に発病した病気。 ●ピッケル、アイゼン等登山用具を使用する山岳登はんを行っている間に発病した高山病。 |

[注]特定の伝染病とは、以下のものをいいます。

コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、 Dengue熱、黽口虫(がっこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症

| | 賠償責任 |
|------------------|---|
| 保険金をお支払いする場合 | <ul style="list-style-type: none">●被保険者が、海外旅行中に誤って他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負わされた場合。 [注]他人のもののうち被保険者が所有、使用または管理下中のものについては保険金をお支払いできません。 ただし次のものはお支払い対象となります。<ul style="list-style-type: none">●レンタル業者より保険契約者または被保険者が直接借用した旅行用品または生活用品。●ホテルの客室および客室内の動産(セーフティーボックスのキーおよびルームキーを含む。)。●住居等居住施設内の部屋および部屋内の動産(ただし、建物、マンションの戸室全体を貸借している場合を除く。)を壊した時の賠償責任。 など |
| お支払いする保険金 | <ul style="list-style-type: none">●1回の事故につき賠償責任保険金額を限度に損害賠償金等をお支払いします。また、訴訟費用、損害の防止軽減に要した費用、緊急措置に要した費用等もお支払いします。 [注]示談の相手方および賠償金額の決定には、事前に弊社の承諾を必要とします。 |
| 保険金をお支払いできない主な場合 | <ul style="list-style-type: none">●保険契約者・被保険者の故意による賠償責任。●戦争その他の変乱、放射線照射・放射能汚染による賠償責任。●被保険者の親族に対する賠償責任。●被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任(仕事上の賠償責任)。●受託品に対する賠償責任。●航空機、船舶、車両、銃器(ヨット、水上オートバイ、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービルを除く。)の所有、使用、管理に起因する賠償責任。●被保険者が使用・管理中の財物に与えた損害に対する賠償責任。●盗難。 など |

| | |
|-------------------------|--|
| | <p style="text-align: center;">携行品</p> |
| 保険金をお支払いする場合 | <p>●海外旅行中に携行品(被保険者の所有するもの、旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために他人から無償で借りた物)が盗難・破損・火災などの偶然な事故にあって損害を受けた場合。</p> |
| お支払いする保険金 | <p>[注]携行品とは、被保険者が携行する身の回り品をいい、携行するとは携えて持っている状態または被保険者が常時監視できる状態をいいます。</p> <p>●携行品1つ(1点、1対)あたり10万円を限度(乗車券等は合計5万円)とし、損害額をお支払いします(1回の事故につき、3,000円(免責金額)をご自身で負担していただきます)。</p> <p>●損害額とは、購入額から減価償却した時価額(修理可能な物は時価を限度として修理費)を指します。</p> <p>●旅券の損害額は、再発給または渡航書発給に要した手数料・最寄り在外公館へ赴く交通費・発給地におけるホテル客室料とし、1事故につき5万円を限度とします。</p> <p>●お支払いする保険金は、携行品損害保険金額をもって保険期間中の限度額とします。</p> |
| 保険金をお支払いできない主な場合 | <p>●保険契約者、被保険者の故意。</p> <p>●戦争、その他の変乱。</p> <p>●放射線照射、放射能汚染。</p> <p>●無免許・酒酔・麻薬等使用中の運転。</p> <p>●携行品のかしまたは自然の消耗、さび、変色、虫食い。</p> <p>●携行品の置き忘れまたは紛失。</p> <p>●単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害。</p> <p>●山岳登はん、ハンググライダーなどの危険なスポーツに用いる用具の場合、これら危険なスポーツを行っている間に生じた損害。</p> <p>●他人から借りたり預かったりしたもの。</p> <p>●現金、小切手、株券、手形、預金証券、免許証^(*)、定期券、クレジットカード、入歯、コンタクトレンズ、帳簿、図面、各種書類、動植物、自動車、オートバイ、船、居住施設内にあるもの。</p> <p>(※)自動車、原付自転車の運転免許証については再発行手数料をお支払いします。</p> <p>●被保険者が危険なスポーツを行っている間のそれらの用具。(ウィンドサーフィン、スキューバダイビング、サーフィンなどに準ずる運動を行うための用具の損害については携行しても支払いません。)</p> <p style="text-align: right;">など</p> |

| 救援者費用 | |
|------------------|---|
| 保険金をお支払いする場合 | <p>海外旅行中に被保険者が</p> <ul style="list-style-type: none"> ●旅行期間中のケガによる事故後180日以内に死亡した場合 ●疾病により旅行期間中に死亡した場合 ●旅行期間中に発病した疾病による旅行期間終了後30日以内に死亡した場合 ●旅行期間中のケガまたは旅行期間中に発病した疾病による被保険者の7日間以上の継続入院 ●旅行期間中に被保険者が搭乗している航空機・船舶の行方不明・遭難 ●旅行期間中に偶然な事故で被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索救助を要する状態を警察等が確認した場合 |
| お支払いする保険金 | <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者および親族の方が支出した次の費用のうち社会通念上妥当と認められる金額 ●現地に赴く航空運賃等交通費(救援者3名分限度) ●現地でのホテル等客室料(救援者3名分限度かつ1名につき14日間限度) ●現地から被保険者の移送費用 ●被保険者の死亡による現地での遺体処理費用(100万円限度) ●救援者渡航手続費および現地での諸雑費(20万円限度) ●捜索救助費用 |
| 保険金をお支払いできない主な場合 | <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意による事故。 ●ケンカ・自殺・犯罪行為による事故(ただし、自殺によって180日以内に死亡した場合を除く。) ●無資格・酒酔・麻薬等使用中の運転による事故。 ●戦争その他の変乱、放射線照射・放射能汚染等による事故。 ●他覚症状のないムチウチ症・腰痛。 ●ピッケル・アイゼン等登山用具を使用する山岳登はん、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、ウルトラライト機搭乗等の危険なスポーツを行う場合。(死亡事故ではお支払いできる場合があります。) ●被保険者が妊娠、出産、流産等で入院した場合。 <p style="text-align: right;">など</p> |

III. 保険金ご請求の手続き

1. 保険金の請求方法

ご旅行中に万一事故が起きた場合は、以下の手続きに従って保険金をご請求ください。

保険金請求の方法

● 海外から保険金をご請求される場合

P.5~7記載のエポスカード海外旅行保険事故受付センターにご相談ください。

● 帰国後、国内で保険金をご請求される場合

エポスカード海外旅行保険事故受付センター(0120-11-0101)にご相談ください。

海外での保険金お支払いサービス ご利用上の注意点

a. 保険金お支払いまでの期間

海外で保険金をお受け取りになる場合、保険金支払完了までにある程度の日数を要しますので、時間的な余裕がない場合などは帰国後に保険金をご請求ください。

b. 保険金のお受取り方法

海外で保険金をお支払いする場合には小切手を使用するため、現地で銀行口座をお持ちでないお客さまは保険金をお受け取りになることができません。なお、現金でのお支払いはおこなっておりませんので、あらかじめご了承ください。

(1) ケガ・病気の場合

次の2つのご請求方法がございます。お客さまのご都合によりべんりな方法をお選びください。

ア. キャッシュレス・メディカルサービスをご利用される場合

● 病院へ行かれる前に必ず最寄りのエポスカード海外旅行保険事故受付センター(P.5~7参照)へご連絡ください。

センターのスタッフがキャッシュレス・メディカルサービスを行う提携病院を手配し、お客さまにご紹介いたします。

● 治療にかかった費用は、ご契約の保険金額の範囲内で、三井住友海上より直接支払われます。(ただし、支払われる費用は、保険金のお支払い対象となる治療分に限られます。)

イ. お客さまがいったん治療費をお立て替えになった場合

治療を受けた医師・病院で診断書・治療領収書をお受け取りください。

保険金のご請求に必要な書類

- ①日本出国日が確認できる資料(航空券、パスポート等)
- ②エポスカード会員番号
- ③エポスカードのご利用明細(レシート・領収書)または、ご利用代金明細書・お支払い履歴照会ページ
- ④保険金請求書(申請後に郵送します)
- ⑤医師の診断書(治療費が30万円以下の場合は原則として省略できます。)
- ⑥治療費明細書、領収書
- ⑦その他(必要に応じて提出をお願いすることがあります。)

(2) 携行品に損害が生じた場合

盗難事故の場合は、直ちに最寄りの警察に連絡し、盗難届出証明をお受け取りください。事故に関するご相談等ございましたら、最寄りのエポスカード海外旅行保険事故受付センター(P.5~7参照)へご連絡ください。

保険金のご請求に必要な書類

- ①日本出国日が確認できる資料(航空券、パスポート等)
- ②エポスカード会員番号
- ③エポスカードのご利用明細(レシート・領収書)または、ご利用代金明細書・お支払い履歴照会ページ
- ④保険金請求書(申請後に郵送します)
- ⑤事故証明書(盗難届出証明書等)
- ⑥損害額(修理費等)を証明できる書類
- ⑦その他(必要に応じて提出をお願いすることができます。)

(3) 賠償事故が起きた場合

事故の概要を最寄りのエポスカード海外旅行保険事故受付センター(P.5~7参照)へご連絡ください。

賠償事故の場合の保険金請求に必要な書類

- ①日本出国日が確認できる資料(航空券、パスポート等)
- ②エポスカード会員番号
- ③エポスカードのご利用明細(レシート・領収書)または、ご利用代金明細書・お支払い履歴照会ページ
- ④保険金請求書(申請後に郵送します)
- ⑤示談書、領収書
- ⑥(対人の場合)医師の診断書、医療費の明細書および領収書
- ⑦(対物の場合)損害品の写真、損害額を証明する書類

〈賠償事故にあわれたときの注意点〉

①被害者に対しての応急処置

人身事故を起こした場合には、直ちに警察および病院へ連絡し、入院した場合にはお見舞いに行くなど被害者の心証を良くするように心がけましょう。

②事故が起きたが保険でん補される事故とは限りません。個人賠償責任保険、個人包括賠償責任保険または現地加入の自動車保険の場合には、まず法律上の賠償責任の有無が責任を決めるポイントとなります。法律上の賠償責任があっても、保険契約上の免責事項に該当しますとん補されません。法律上の賠償責任の有無を判断するには難しい事故や保険約款上問題になりそうな事故などは、保険会社と相談した上で連絡する旨被害者にお伝えください。

③賠償金額については保険会社と相談し、保険での認定額をご確認の上、示談交渉を始めることが必要です。事前のご相談なく解決なされても、保険によるてん補が認められない場合がございます。

④相手方から賠償金を求められたときには、その主張・根拠をよくお聞きください。

⑤事故内容より明らかにお客さまに過失がないと判断される場合には、事故に関して賠償責任がない旨はっきりと主張してください。

⑥過失相殺は遠慮しないで主張することが大切です。被害者にも過失が認められるような場合には、こちらの主張するところを明確に示し互いの意見を煮詰めてください。こちらの主張すべきところを主張しないと最後に必要以上の損害を負担させられることになります。

⑦対物事故の場合には、損害状況を写真で撮っておくことが必要です。

(4) 救援者費用等保険金の対象となる事故の場合

事故の内容を最寄りのエポスカード海外旅行保険事故受付センター(P.5~7参照)へご連絡ください。

保険金のご請求に必要な書類

- ①日本出国日が確認できる資料(航空券、パスポート等)
- ②エポスカード会員番号
- ③エポスカードのご利用明細(レシート・領収書)または、ご利用代金明細書・お支払い履歴照会ページ
- ④保険金請求書(申請後に郵送します)
- ⑤事故証明書(警察の事故証明書、入院証明書等)
- ⑥支出した費用(航空運賃等交通費、ホテル室料等)の明細、領収証
- ⑦その他(必要に応じて提出をお願いすることがあります。)

2. 外貨換算率について

(1) 国内でお支払いする場合

外貨建保険金は、お支払額の確定日の前日の三菱UFJ銀行本店における為替レートによって換算してお支払いいたします。

(2) 三井住友海上より現地に送金する場合

円建保険金はお支払額の確定日の前日の三菱UFJ銀行本店における為替レートにより換算した外貨の額をご送金いたします。

3. 保険金請求に必要な書類

| 保険金種類 保険金請求書類 | 治療費 (傷害・疾患用・保険金) | 携行品損害保険金 | 死亡保険金(傷害) | 後遺障害保険金 | 救等 援保 者 費 用金 | 賠保 償責 任金 | |
|---|---------------------|----------|-----------|---------|--------------------------|----------------|----|
| | | | | | | 対人 | 対物 |
| 「エポスカード」「エポスカードのご利用明細(レシート・領収書)または、ご利用代金明細書・お支払い履歴照会ページ」 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 日本出国日が確認できる資料(航空券、パスポート等) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ※保険金請求書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 申請後に郵送します。 | | | | | | | |
| ※医師の診断書 | ○ | | | | ○ | ○ | |
| 医師が独自で発行する診断書でも結構です。 | | | | | | | |
| 医療費の明細書 および領収書 | ○ | | | | | ○ | |
| 治療費の項目は具体的にできるだけ詳細なもの。治療費をご負担されたことの確認のため、領収書の本紙をご提出ください。 | | | | | | | |
| 死亡診断書または 死体検案書 (死亡地のもの) | | | ○ | | | | |
| 診断または検案した医師または病院から取り付けてください。 | | | | | | | |
| 事故証明書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 最寄りの警察署または官公署に届け出た上、発行してもらってください。これができない場合は第三者の証明で認めることができます。 | | | | | | | |
| 支出を証明する 書類 | | | | | ○ | | |
| 捜査救助費用、航空運賃等交通費、ホテル客室料など。 | | | | | | | |
| 示談書、 示談金領収書 | | | | | | ○ | ○ |
| 示談成立後当事者間で作成のこと。またはこれにかわるもの。 | | | | | | | |
| 損害額(修理費等)を 証明する書類 | | ○ | | | | | ○ |
| 損害を与えた物の価格、修理費等を証明する書類。 | | | | | | | |

| 保険金種類 保険金請求書類 | 保険金種類 (傷害・治療費用・保険金) | 携行品損害保険金 | 死亡保険金(傷害) | 後遺障害保険金 | 救等 援 者 費 用 金 | 保 険 費 用 金 | 賠 償 責 任 金 |
|------------------|------------------------|----------|-----------|---------|-----------------------------|-----------------------|-----------------------|
| | 対 人 | 対 物 | | | | | |
| ※損害品明細書 | | ○ | | | | | |
| 損害額を証明する書類 | | ○ | | | | | |
| 除籍謄本 | | | ○ | | | | |
| 委任状、戸籍謄本 | | | ○ | | | | |
| ※後遺障害診断書 | | | | ○ | | | |
| その他の書類 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

- 〈注〉1. ○は必ず必要な書類、○は場合によって必要となる書類です。
 2. ※は三井住友海上の所定用紙があるものです。
 3. 診断書、領収書、各種証明書、委任状、示談書等は原則として原本をご提出いただきます。

4. 診断書の作成依頼方法

このページを病院窓口または医師にご提示ください。

■日本語

医師の方へ

保険金請求のために必要ですので、次の書類を交付してください。

●診断書

●治療費請求明細書および領収書

■英語(English)

TO THE ATTENDING DOCTOR:

Please deliver the following documents which are necessary for the claim of benefits.

●Medical Certificate.

●Bills of medical expenses and receipts.

■フランス語(French)

A L'INTENTION DU DOCTEUR:

Veuillez remettre les documents suivants qui sont exigés, de manière, à pouvoir toucher vos indemnités.

●Certificat médial.

●Factures et reçus des frais médicaux.

■ドイツ語(German)

Fuer den Doktor:

Bitte ueberbringen Sie die folgenden Dokumente, die fuer die Forderung der Leistungen notwendig sind.

●Aerztliche Atteste.

●Rechnungen der aerztlichen Ausgaben und Belege.

■スペイン語(Spanish)

A los Sres médicos:

Sirvanse entregar los documentos siguientes que son necesarios para la reclamación de los beneficios.

●Certificado médico.

●Facturas de los gastos médicos y los recibos.

IV. 英文海外旅行傷害保険付保内容

1. Visa付のエポスカード

エポスカードで旅行前に「旅行代金」をお支払いの場合にご利用ください。

(P.2 ご利用条件と保険責任期間をご参照ください)

海外旅行の旅行先で提示を求められた際にご利用ください。
ご利用の際にはエポスカードとあわせてご提示ください。

Certificate of Overseas Travel Accident Insurance EPOS CARD

Insurer : Mitsui Sumitomo Insurance Co.,Ltd.

9, Kanda-Surugadai, 3Chome, Chiyoda-ku,
Tokyo101-8011, Japan

Insured : EPOS CARD member

Period of Insurance (If you paid "travel fees etc" with your
EPOS CARD before leaving Japan)

: From the time that you leave your home for
the purpose of an overseas trip until the time
that you return to your home.

However, the period of insurance shall be
from 0:00am on the day before you depart
Japan until 12:00 midnight on the next day of
returning to Japan.

Moreover, this shall terminate at 12:00 midnight
on the next day 90 days after you left Japan.

| COVERAGE | AMOUNT INSURED |
|-------------------------------------|---------------------------------------|
| | SPECIFIC TRAVEL EXPENSES IN EPOS CARD |
| INJURY DEATH or RESIDUAL DISABILITY | ¥30,000,000 |
| INJURY MEDICAL EXPENSES | ¥2,000,000 |
| SICKNESS MEDICAL EXPENSES | ¥2,700,000 |
| PERSONAL LIABILITY | ¥30,000,000 |
| BAGGAGE (DEDUCTBLE ¥3,000) | ¥200,000 |
| RESCUER'S EXPENSES | ¥1,000,000 |

We certify "EPOS CARD TRAVEL ACCIDENT INSURANCE" is in effect with us stated above while you are a EPOS CARD member.

Mitsui Sumitomo Insurance Co.,Ltd.

2. エポスゴールドカード

エポスゴールドカードで旅行前に「旅行代金」をお支払いの場合にご利用ください。

(P.2 ご利用条件と保険責任期間をご参照ください)
海外旅行の旅行先で提示を求められた際にご利用ください。
ご利用の際にはエポスゴールドカードとあわせてご提示ください。

Certificate of Overseas Travel Accident Insurance EPOSGOLD CARD

Insurer : Mitsui Sumitomo Insurance Co.,Ltd.
9, Kanda-Surugadai, 3Chome, Chiyoda-ku,
Tokyo101-8011, Japan

Insured : EPOSGOLD CARD member

Period of Insurance (If you paid "travel fees etc" with your
EPOSGOLD CARD before leaving Japan)

: From the time that you leave your home for
the purpose of an overseas trip until the time
that you return to your home.

However, the period of insurance shall be
from 0:00am on the day before you depart
Japan until 12:00 midnight on the next day of
returning to Japan.

Moreover, this shall terminate at 12:00 midnight
on the next day 90 days after you left Japan.

| COVERAGE | AMOUNT INSURED |
|--|---|
| | SPECIFIC TRAVEL EXPENSES IN EPOSGOLD CARD |
| INJURY DEATH or RESIDUAL DISABILITY | ¥50,000,000 |
| INJURY MEDICAL EXPENSES | ¥3,000,000 |
| SICKNESS MEDICAL EXPENSES | ¥3,000,000 |
| PERSONAL LIABILITY | ¥50,000,000 |
| BAGGAGE (DEDUCTBLE ¥3,000) | ¥500,000 |
| RESCUER'S EXPENSES | ¥1,000,000 |

We certify "EPOS CARD TRAVEL ACCIDENT
INSURANCE" is in effect with us stated above while
you are a EPOS CARD member.

Mitsui Sumitomo Insurance Co.,Ltd.

引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社

※記載のサービス内容は2023年10月現在のものです。
サービス内容は予告なしに変更になる場合がありますので
予めご了承ください